

埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業

評価基準書

令和6年3月

埼玉県

目 次

1	評価基準書の位置づけ	3
2	審査方法	3
3	評価体制	3
4	審査結果の公表	3
5	審査の流れ	3
6	審査・評価項目	4
	（1）資格要件の確認	4
	（2）基本的事項の適格審査 【第1段階】	4
	（3）公募設置等計画等の評価 【第2段階】	5
7	審査・評価方法	5
	（1）資格要件の審査	5
	（2）基本的事項の適格審査 【第1段階】	5
	（3）公募設置等計画等の評価 【第2段階】	5

1 評価基準書の位置づけ

本評価基準書は、埼玉県（以下、「県」という。）が、公募設置管理制度により実施する「埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業（以下、「本事業」という。）」を実施するにあたり、設置等予定者を選考するための評価基準等を示したものです。

2 審査方法

応募者から提出された、公募設置等指針等に定める公募設置等計画等に対して、資格要件の審査、基本的事項の適格審査及び公募設置等計画の評価を行います。

3 評価体制

公募設置等計画等の審査は、埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行います。

審査委員会では、応募者から提出された公募設置等計画等について、本評価基準書の内容に基づき審査を行い、設置等予定者の候補及び次点を選考します。

4 審査結果の公表

選定結果は審査講評（概要）と合わせて、埼玉県県民生活部スポーツ振興課ホームページへの掲載により公表します。

5 審査の流れ

選定結果は審査講評（概要）と合わせて、埼玉県県民生活部スポーツ振興課ホームページへの掲載に設置等予定者の選考は、応募者からの参加申請に対して、事務局が参加資格要件の確認を行い、すべての応募者に対して資格要件の確認結果を通知します。

その後、基本的事項の適格審査（第1段階）として、都市公園法第5条の4第1項に基づき、公募設置等計画等の審査を行います。

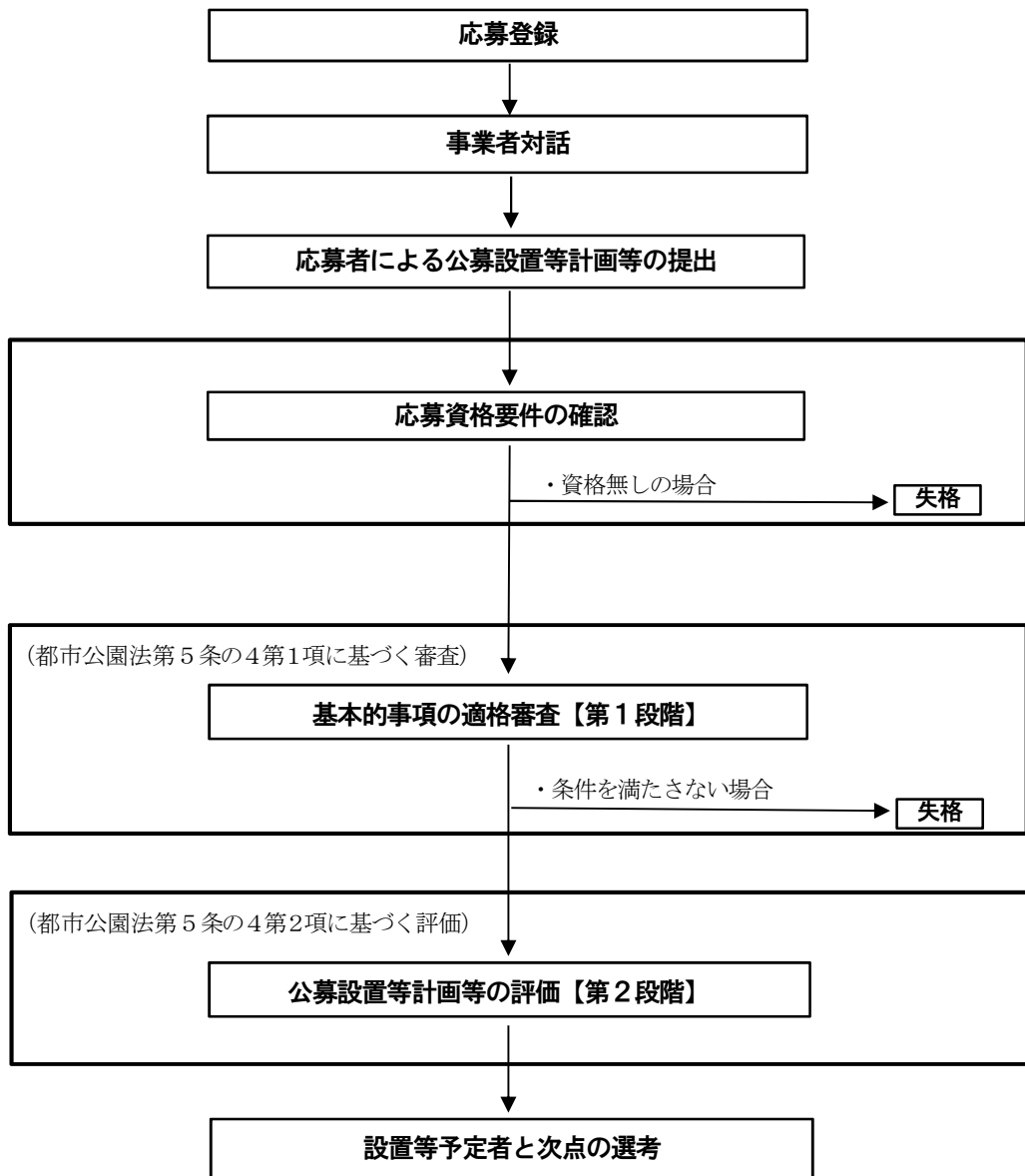
第1段階では、①公募設置等計画等が公募設置等指針等に照らし適切なものであること、②公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること、③公募設置等計画等を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと、④県の負担額が公募設置等指針に定められた上限額以内であること、⑤その他、重大な不適切箇所がないかを審査します。

第1段階の審査において上記①から⑤の基準に適合していると県が認める公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第2項に基づき、公募設置等計画等の評価（第2段階）を行います。

第2段階では、第1段階の審査を通過した全ての公募設置等計画等について評価を行います。

審査委員会は、応募者のプレゼンテーション及びヒアリング等に基づき、本評価基準書6「審査・評価項目」に示す評価基準に従って公募設置等計画等の評価を行います。

【審査の進め方】



6 審査・評価項目

(1) 資格要件の確認

公募設置等指針に基づき、参加資格要件を満たしているかを確認します。

(参加資格及び欠格事項の内容)

- ① 公募設置等指針第4 1 (2) に示す応募資格を満たしているか
- ② 公募設置等指針第4 1 (3) に示す欠格事項に該当しないか

(2) 基本的事項の適格審査【第1段階】

都市公園法第5条の4第1項に基づき、必須条件等の基本的な条件を満たしているかを審査します。

(審査項目の内容)

- | |
|--|
| ① 公募設置等計画等が公募設置等指針等に照らし適切なものであること |
| ② 公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること |
| ③ 公募設置等計画等を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと |
| ④ 県の負担額が公募設置等指針に定められた上限額以内であること |
| ⑤ その他、重大な不適切箇所がないこと |

(3) 公募設置等計画等の評価【第2段階】

都市公園法第5条の4第2項に基づき、公募設置等計画等の内容について、別添「評価基準表」により評価します。

7 審査・評価方法

(1) 資格要件の審査

本評価基準書の5(1)に示す参加資格要件を満たしていないときは失格とします。

(2) 基本的事項の適格審査【第1段階】

本評価基準書の5(2)に示す条件を満たしていないときは失格とします。

(3) 公募設置等計画等の評価【第2段階】

- ① 公募設置等計画等の提案内容について、本評価基準書の5(3)に示す評価項目の各々の内容に応じ、以下に示す配点で加点方式により評価します。なお、本事業実施の品質を確保する観点から、公募設置等計画等の評価点は300点以上を得ることが相応しいと考え、提出されたすべての公募設置等計画等の評価点が300点を下回る場合は、設置等予定者の候補を選考しないことができる。

大項目	中項目	配点	
全体計画	取組方針及び業務体制	70	150
	事業計画	60	
	各種リスクへの対応	20	
施設整備	公募対象公園施設等	70	125
	特定公園施設	40	
	利便増進施設	5	
	スポーツ総合センター	10	
運営	運営業務(公募対象公園施設、利便増進施設)	125	
維持管理	指定管理施設の維持管理業務(特定公園施設)	50	
価格提案	公募対象公園施設の土地使用料単価、公募対象公園施設の整備費相当額、特定公園施設の整備費及び指定管理料	50	
計		500	

② 価格提案の点数化方法

評価基準書に記載の施設ごとに、価格提案書に記載された金額を、次の方法で得点化します。計算に当たっては、小数点第2位以下を四捨五入とします。

$$\text{価格提案の点数} = \text{評価基準表の配点} \times \text{最も低い提案額} / \text{各応募者の提案額}$$